

太田市介護予防訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表

太田市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。

令和8年6月改定版

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を決める場合	(1)1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	90%	1.176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11日割			事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 日割り ÷ 30.4日	90%	39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービス12			事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	90%	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービス12日割		(2)1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 日割り ÷ 30.4日	90%	77	1日につき	
A2	1321	訪問型サービス13			事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	90%	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス13日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ÷ 30.4日	90%	123	1日につき	
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止法未実施減算11	高齢者虐待防止法未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	90%	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止法未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止法未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	90%	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止法未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止法未実施減算13				37単位減算	90%	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止法未実施減算13日割	(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき	
A2	D211	訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	90%	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき
A2	D212	訪問型業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	90%	-23	1月につき
A2	D213	訪問型業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき
A2	D214	訪問型業務継続計画未策定減算13				37単位減算	90%	-37	1月につき
A2	D215	訪問型業務継続計画未策定減算13日割	(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	90%	1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算	90%	1月につき	
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算	90%	1月につき	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算	90%	1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算	90%	1日につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	90%	1月につき		
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	90%	1日につき		
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	90%	1月につき		
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	90%	1日につき		
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	90%	200	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	90%	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(1)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	90%	200	
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	90%	50	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	90%		1月につき	
A2	6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)エ	所定単位数の 287/1000 加算	90%			
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算	90%			
A2	6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)エ	所定単位数の 266/1000 加算	90%			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算	90%			
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算	90%			

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は負担割合証により80%又は70%となる場合があります。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

太田市介護予防通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(1/2)

太田市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が使用します。

令和8年6月改定版

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	90%	1月につき		
A6	1112	通所型サービス11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	59単位	90%	1日につき	
A6	1121	通所型サービス12			事業対象者・要支援2	3,621単位	90%	3,621	
A6	1122	通所型サービス12日割	日割の場合 ÷ 30.4日	119単位					90%
A6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	90%	-18	1月につき
A6	C212	通所型高齢者虐待防止法未実施減算11日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1
A6	C213	通所型高齢者虐待防止法未実施減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	90%	-36	
A6	C214	通所型高齢者虐待防止法未実施減算12日割							日割の場合 ÷ 30.4日
A6	D211	通所型業務継続計画の未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	90%	-18	1月につき
A6	D212	通所型業務継続計画の未策定減算11日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	90%	-1
A6	D213	通所型業務継続計画の未策定減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	90%	-36	
A6	D214	通所型業務継続計画の未策定減算12日割							日割の場合 ÷ 30.4日
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	90%	1月につき		
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	90%	1日につき		
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	90%	-376	1月につき
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2				事業対象者・要支援2	752単位減算	90%	-752
A6	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算				
A6	5010	通所型生活上向グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	90%	100	1月につき	
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	90%	240		
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	90%	50		
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	90%	200		
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	150単位加算	90%	150		
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算 II		(2)口腔機能向上加算(II)	160単位加算	90%	160		
A6	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	90%	480		
A6	6011	通所型サービス提供体制強化加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88単位	90%	88	
A6	6012	通所型サービス提供体制強化加算 I 2				事業対象者・要支援2	176単位	90%	176
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算 II 1		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1				
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算 II 2				事業対象者・要支援2	144単位加算	90%	144
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算 III 1		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1				
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算 III 2				事業対象者・要支援2	48単位加算	90%	48
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算		100単位加算				
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算 II			200単位加算	90%	200		
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算		20単位加算	90%	20	1回につき	
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 II			5単位加算	90%	5		
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	90%	40	1月につき	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算 I 11	ク 介護職員処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算(I)イ	所定単位数の111/1000 加算	90%		
A6	6183	通所型サービス処遇改善加算 I 21			(2)介護職員処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の120/1000 加算	90%		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算 II 11			(3)介護職員処遇改善加算(II)イ	所定単位数の109/1000 加算	90%		
A6	6184	通所型サービス処遇改善加算 II 21			(4)介護職員処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の118/1000 加算	90%		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算 III 1			(5)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の99/1000 加算	90%		
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算 IV 1			(6)介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位数の83/1000 加算	90%		
A6	6185	通所型サービス処遇改善加算 I 12			利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員処遇改善加算(I)イ	所定単位数の117/1000 加算	90%	
A6	6186	通所型サービス処遇改善加算 I 22				(2)介護職員処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の127/1000 加算	90%	
A6	6187	通所型サービス処遇改善加算 II 12				(3)介護職員処遇改善加算(II)イ	所定単位数の115/1000 加算	90%	
A6	6188	通所型サービス処遇改善加算 II 22				(4)介護職員処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の125/1000 加算	90%	
A6	6189	通所型サービス処遇改善加算 III 2				(5)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の105/1000 加算	90%	
A6	6190	通所型サービス処遇改善加算 IV 2				(6)介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位数の89/1000 加算	90%	

※事業所が送迎を行わない場合については、A61111及びA61112を算定している場合A65612について1月につき376単位の範囲内、A61121及びA61122を算定している場合A65612について1月につき752単位の範囲内で減算してください。

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は負担割合証により80%又は70%となる場合があります。

太田市介護予防通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(2/2)

太田市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が使用します。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	位	1,798	定員超過の場合 × 70%	
A6	8002	通所型サービス11日割・定超		位	59		
A6	8011	通所型サービス12・定超		位	3,621		
A6	8012	通所型サービス12日割・定超		位	119		
					90%	1,259	1月につき
					90%	41	1日につき
					90%	2,535	1月につき
					90%	83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	位	1,798	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠		位	59		
A6	9011	通所型サービス12・人欠		位	3,621		
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠		位	119		
					90%	1,259	1月につき
					90%	41	1日につき
					90%	2,535	1月につき
					90%	83	1日につき

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は負担割合証により80%又は70%となる場合があります。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

太田市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和8年6月改定版

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2		442単位	1月につき	
AF	2211	介護予防ケア高齢者虐待防止措置未実施		高齢者虐待防止措置未実施	4単位減		438単位
AF	2212	介護予防ケア高齢者業務継続未実施		高齢者虐待防止措置未実施及び業務継続計画未策定	8単位減		434単位
AF	2213	介護予防ケア業務継続計画未策定		業務継続計画未策定	4単位減		438単位
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位加算		300
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位加算	300	
AF	7101	介護予防ケアマネジメント処遇改善1	ニ 介護職員処遇改善加算	加算を算定しない場合	442単位×21/1000 438単位×21/1000 434単位×21/1000	9	
AF	7102	介護予防ケアマネジメント処遇改善2		減算が無く初回加算・委託連携加算のいずれかを算定する場合	742単位×21/1000	16	
AF	7103	介護予防ケアマネジメント処遇改善3		減算があり初回加算・委託連携加算のいずれかを算定する場合	738単位×21/1000 734単位×21/1000	15	
AF	7104	介護予防ケアマネジメント処遇改善4		初回加算・委託連携加算両方を算定する場合	1042単位×21/1000 1038単位×21/1000 1034単位×21/1000	22	